

富里市外国語指導助手派遣業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、富里市教育委員会（以下「教育委員会」という。）では、市立幼稚園・認定こども園及び市立小中学校における異文化理解活動や外国語教育を通して、グローバル社会に相応しいコミュニケーション能力を身に付けた次世代の育成を目指している。教育委員会としては、外国語指導助手（Assistant Language Teacher。以下「ALT」という。）を市立幼稚園・認定こども園及び市立小中学校に派遣し、異文化理解活動や外国語教育の一層の充実に努めたいと考えている。このため、継続的な訓練や研修機会があり、指導力に優れた ALT を適正かつ確実に派遣できる業者を選定するため、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 業務概要

- | | |
|-------------|--|
| (1) 業 務 名 | 富里市外国語指導助手派遣業務 |
| (2) 業 務 内 容 | 別紙「富里市外国語指導助手派遣業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり |
| (3) 業 務 期 間 | 令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 4 年 3 月 3 1 日まで |
| (4) 契 約 方 法 | 公募型プロポーザルによる随意契約 |
| (5) 予 定 価 格 | 1 0 8 , 6 6 0 千円以内（消費税及び地方消費税を含む。） |

3. 参加資格

本業務に係る企画提案に参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たすこととする。

- (1) 令和 8 年度富里市入札参加業者資格者名簿の委託業者の業種大分類「人材派遣」に該当し、業種中分類「外国語指導助手（ALT）」に登録のある事業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (3) 富里市又は千葉県から指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 法人格を有し、労働者派遣事業を行うため、厚生労働大臣の許可を既に取得しており、かつ、本派遣業務を円滑に遂行できること。
- (5) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。

- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (7) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立中又は破産手続中でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団の利益となる行動を行うものでないこと。
- (9) 過去 3 年間（令和 5 年度～令和 7 年度）で、千葉県内及び他都道府県の自治体において、継続して 1 年以上の外国語指導助手 (ALT) 派遣実績を有すること。

4 スケジュール

	実施内容	日程等	備考
1	募集要領、仕様書等公表 (募集開始)	10 月 1 日 (木)	市ホームページ
2	質問書の提出期限	10 月 23 日 (金) 午後 5 時	FAX 又は E メール
3	質問への回答期限	10 月 26 日 (月)	市ホームページ
4	企画提案書等の提出期限	11 月 2 日 (月) 午後 5 時	持参・郵送
5	企画提案実施日等の通知	11 月 4 日 (水)	E メール
6	企画提案実施	11 月 9 日 (月)	
7	選定結果の通知	11 月中旬	※予定

5 参加手続方法

本業務に係る企画提案に参加する事業者は、下記のとおり関係書類を提出すること。なお、参加申込書兼宣誓書（様式 1）を提出した後、参加を辞退する場合には速やかに持参又は郵送により、参加辞退届（様式 2）を令和 8 年 11 月 2 日（月）午後 5 時まで提出すること。

(1) 提出書類

- ① 参加申込書兼宣誓書（様式 1）※添付書類も含めて提出

(2) 提出部数 1 部

- (3) 提出期限 令和8年11月2日(月)午後5時まで
- (4) 提出方法 下記提出場所に直接持参又は郵送(書留郵便に限る。ただし、提出期限までに必着)による。なお、提出の際は、事前に下記連絡先に電話連絡すること。また、期限までに関係書類の提出がなかった場合も、参加辞退とみなす。
- (5) 場 所 〒286-0292 千葉県富里市七栄 652 番地 1
富里市教育委員会学校教育課指導班 Tel:0476-93-7659(直通)

6 内容に関する質問及び回答

本実施要領及び仕様書等の内容について不明な点が生じた場合は、下記により質問すること。なお、評価及び審査に関する質問は一切受け付けない。

(1) 受付期間

令和8年10月23日(金)午後5時まで

(2) 提出書類及び提出方法

質問書(様式3)により電子メール及びFAXのみ受け付ける。持参、郵送、電話での質問及び受付期間を過ぎて提出された質問は一切受け付けない。なお、質問書を提出するときには、必ず下記電話番号に質問書を送付したことを連絡すること。

富里市教育委員会学校教育課指導班

Tel:0476-93-7659 Fax:0476-92-1421 E-mail:gakkyou-edu@city.tomisato.lg.jp

(3) 回答方法

令和8年10月26日(月)に、市公式ホームページに回答を掲載します。
質問書に対する回答は、本実施要領及び仕様書等の追加又は修正事項とみなす。

7 企画提案書等の提出書類、提出期限等

プロポーザル及びヒアリングに参加する事業者は、下記のとおり関係書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ① プロポーザル提案書(様式4)
- ② 事業者概要(様式5) ※既存の会社パンフレット等も提出すること
- ③ 業務実績書(様式6)
- ④ 企画提案書 ※下記(6)～(7)参照
- ⑤ 見積書及び見積内訳書

(2) 提出部数 各11部(正本1部、副本10部)

(3) 提出期限 令和8年11月2日(月)午後5時まで

(4) 提出方法

下記提出場所に直接持参又は郵送（書留郵便に限る。ただし、提出期限までに必着）による。なお、提出の際は、事前に必ず下記連絡先に電話連絡すること。また、期限までに関係書類の提出がなかった場合も、参加辞退とみなす。

(5) 提出場所

〒286-0292 千葉県富里市七栄 652 番地 1

富里市教育委員会学校教育課指導班 Tel:0476-93-7659(直通)

(6) 企画提案書の書式等

用紙の大きさはA 4 判（A 3 判折込可）横書き、左とじ（ダブルクリップ留め）とし印刷したもの（両面印刷可）を提出する。枚数は指定しないが、内容は簡潔に記載すること。企画提案書に用いる文字サイズは原則 10.5 ポイント以上とし、専門用語や略語には、注釈を付すこと。書類作成に関する言語は日本語を用い、通貨は日本円とする。なお、文字、図表等は白黒・カラーを問わない。また、提案書の表紙には事業者名を記載すること。

(7) 企画提案書の内容

企画提案書の内容は、仕様書に基づき、任意様式にて作成すること。その際、下記の内容については、必ず記載すること。

- ① 心身ともに健康で、英語指導について十分な指導力を有し、児童生徒の指導に熱意のある外国人の指導助手（以下「ALT」という。）の選定方針について

- ア ALTの日本国内外リクルートについて（海外拠点の数）

- イ ALTの学歴、TESOL・CELTA・TEFL 等資格所持講師の数

- ウ 英語におけるネイティブの割合（国別の人数を含めて）

- ② ALTの研修体制について

- ア 研修の種類

- イ 研修による講師の待遇の差

- ③ 労務管理の方針について

- ア 富里市に一番近い営業所

- イ 突然の欠席・遅刻等の場合のサポート体制

- ウ 年休等の数

- エ ALT加入の保険の種類とその内容

- オ 勤務態度のチェック方法

- ④ 委託業務についての見解

- ア 今後の方向性

- イ 委託業務の継続のための適切な手立てについて

- ウ 効率的なレスンプランについて（現在のものを提示）

- エ 児童生徒の英語コミュニケーション能力測定方法について

- ⑤ 委託業務における授業の在り方について
 - ア 委託業務から考えられる授業の形態について（具体案）
 - イ 委託業務における授業を正しく行うための方策
 - ウ 富里市教育プラン「④外国語教育の充実」が実現可能なものか
- ⑥ A L Tとの授業の打合わせ方法について
- ⑦ その他企画提案事項

(8) その他

書類提出後、提案書等に記載された内容の追加及び変更は、原則として認めない。提出された提案書等は返却しない。なお、提案書等については、必要に応じて複製する場合がある。

8 業者の選定等

委託業者の選定については、下記のとおりとする。

(1) 選定方法

富里市外国語指導助手派遣業務事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、プロポーザル審査基準に規定する評価項目の審査を行い、合計点数が最も高い事業者を本業務の委託業者として選定する。なお、複数の事業者が同点で並んだ場合は、委員の多数決で決する。審査については、委託業者を公正かつ適正に選定するために、企画提案書等の書類審査のほか、事業者からの企画提案内容に基づいたプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(2) 評価項目及び審査方法

評価項目については下記のとおり。選定委員会が各提案についてそれぞれ審査を行う。審査方法は、書類・プレゼンテーション・見積価格を総合的に判断し、評価項目毎の評価点数を採点し、各委員の合計点数により行う。

- ① 業務の実現性、創意工夫
- ② 企画提案の熱意・表現力について
- ③ 業務に対する効果の検証体制
- ④ A L Tのバックアップ体制の確立
- ⑤ 英語教育・小中学校外国語活動全般に関する見識度
- ⑥ 本業務に関する理解度
- ⑦ A L T派遣実績
- ⑧ A L Tの勤務状況等（管理体制）について
- ⑨ A L Tに対する研修プログラムの充実度
- ⑩ 見積価格

(3) プレゼンテーション及びヒアリング

以下のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。開催時間等の詳細は、後日改めて通知する。

- ① 実施日 令和8年11月9日（月）※詳細は、後日通知します。
- ② 実施場所 富里中央公民館4階大会議室
- ③ 出席者 3名以内（当該業務の担当予定者を含む）
- ④ 実施方法 プレゼンテーションの順番は、事務局にて決定する。提案者からの説明（20分程度）、質疑応答（10分程度）を実施する。説明にあたって、追加資料は原則認めないこととするが、パワーポイント等の使用は可とする。プロジェクター及びスクリーンは事前に設置するが、パソコンやその他ケーブル類は各事業者が持参するものとし、パワーポイント等を使用する予定の事業者は事前に学校教育課まで連絡すること。
- ⑤ その他 プレゼンテーションは、辞退者がある場合には順次繰り上げて実施する。なお、各ヒアリング実施時間の10分前には必ず指定の場所（後日通知）に待機していること。

(4) 選定結果の通知

プレゼンテーション実施後、速やかにプロポーザル参加事業者に文書にて通知する。なお、選定結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

9 契約の締結

本市は、委託業者として決定された事業者と本業務に係る契約交渉等を進める。なお、契約金額については、提案内容に基づき業務内容を再度精査し、委託業者から改めて見積書を徴収し、業務予算額の範囲内で決定する。

10 失格要件等

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (5) 審査の公平性を害する不誠実な行為があった場合
- (6) その他、選定委員会が社会通念に照らし失格に該当する事由があると認める場合

11 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る参加者側の費用は、全て参加者の負担とする。また、提案報酬等についても支払わない。
- (2) 提案者が1事業者であってもプロポーザルは成立し、その場合には、その事業者のみ審査した上で、本業務の事業者として適当と認めた場合は、委託業者を選定する。
- (3) 選定された委託業者と協議を行い、その結果必要により、仕様書の修正、追加等を行う場合がある。

12 所管課（問合せ先）

〒286-0292 千葉県富里市七栄 652 番地 1

富里市教育委員会学校教育課指導班 担当：矢口 渋谷

TEL:0476-93-7659 Fax:0476-92-1421

E-mail:gakkyou-edu@city.tomisato.lg.jp